

第 50 回高知県消費生活審議会 議事要旨

日 時：平成 28 年 10 月 27 日（木） 14：00～16：00

場 所：高知会館 3階 平安

出席者：（委員）

廣末（純）委員、野町委員、竹田委員、寺村委員、久保委員、廣末（幸）委員、
菊池委員、下元委員、青木委員、福留委員、武内委員、仁井田委員
（事務局）

中村文化生活部副部長、山本県民生活・男女共同参画課長、三觜同課課長補佐、
安岡県立消費生活センター所長 ほか

概 要：

1 開 会

事務局職員司会のもと、開会。
委員 15 名中 12 名の出席で審議会は成立。

2 部長挨拶

中村文化生活部副部長から挨拶。

3 委員紹介

委員紹介後、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、委員名簿、会議資料、
発言内容の公開について委員了承。

4 会長選任

武内委員が会長に選任される。

5 報告事項

（1）高知県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例の改正について

山本 県民生活・男女共同参画課長より説明。

（2）消費生活相談の状況について

安岡 県立消費生活センター所長より説明。

以上の報告を受け、次の質疑応答があった。

（委員）

20 歳未満の健康食品に関する相談というのは、どういったものか。

（事務局）

詳細はないが、健康食品を購入した際のトラブルが含まれていると思う。

(委員)

消費生活センターが設置されている市町村以外で、香美市と須崎市が他と比べ市町村が受け付けている相談件数が多いような気がするが、これは市町村で何か特別な対策を練っているのか。

(事務局)

香美市と須崎市には消費生活相談員が非常勤でいるので、そういう活動の部分があるのかも知れない。

6 協議事項

山本 県民生活・男女共同参画課長より、資料3をもとに消費者教育推進計画策定のこれまでの経緯と今後のスケジュール、資料4をもとに「大学生等を対象とした消費生活に関する実態調査」の結果、資料5をもとに前回の審議会で示した骨子案からの変更点、資料6、7をもとに消費者教育推進計画案の内容について説明。

以上の説明を受け、次の意見交換、質疑応答があった。

(委員)

第2章、第4節の「県民世論調査の結果」というタイトルが、これだけ手段のことを書いている。「県民意識の変動」などのタイトルのほうが他の節との関係からみるとしっくりくるのではないか。

また、第1節のみ「高知県における」という言葉が付いているが、全て高知県のことなので、ここは要らないのではないか。少しその辺は工夫していただきたい。

(事務局)

少しこちらのほうで検討し、また修正などをさせていただきたい。

(委員)

この消費者教育推進計画の冊子を作って、誰が読むことを想定しているか。

(事務局)

県民向けに冊子も作り、いろいろ窓口等で配布させていただく。また、当課のホームページ等にも掲載して、いつでも見えるような形にしたいと思っている。

(委員)

前提となる現状と課題の部分は非常に詳細だが、消費者教育の計画の部分がむしろ少なく、余り具体的ではない。現状と課題については消費者教育の重点目標を定めるに当たって必要な部分というのを取り上げて精査したほうがいいのではないか。

第5章の部分、例えば高齢者を見守る人たちに対してという箇所について、ヘルパーさん、民生委員さん、地域包括支援員さんなど、具体的に書いていただくと、イメージが湧くのではないか。本来この法律の趣旨は、行政だけでなくいろんな人たちと連携して、多様な人たちと消費者教育を作り上げていくという趣旨なので、その多様な人たち

を入れ込む、そういう人たちにイメージが湧くような具体的な文言を入れた計画にしていきたい。

前回の骨子案には言葉としてなかった消費者市民社会についての言及があることは法律の趣旨から言って大変いいことだと思うが、第5章にはこのことが具体的に書かれていない。例えば若者の啓発とか、あるいは震災のところに、この趣旨を入れ込んでいただいたら。

(事務局)

今回の計画を策定するに当たって、まずは県内の現状を把握して、どういった課題があるか、あるいはどういう対策が必要かということ考えたので、確かに現状と課題の部分は少し詳しくしている。取組のところは、ご指摘いただいたように、もう少し詳しく書けるところがあるかと思うので、その部分は少し検討させていただきたい。

(委員)

近い将来、全国消費者フォーラムにおいて本県の大学生による消費者問題に対する調査・研究の、その成果発表が伝統的に行われるようになってほしい。

短期大学や県立大学の教授等の強い指導の下に消費者問題等に関わるゼミやサークル活動において学生をリードしてやっていただけないものか。

(委員)

大学としても積極的に取り組んでおり、発表できるような形になればいいと思っている。まずは学生が主体となって消費生活問題について知ること、そして例えば自分たちが学んだことを地域のお年寄りや小学生に発表して啓発活動を行っていくということを今のところ予定している。

(事務局)

若者向け啓発冊子の作成段階において、大学生等にも協力をいただきながら作っていけないかというふうに考えている。また、サークル等でそういった活動が活発になれば、何か支援などもやっていけないか検討もしている。

(委員)

「メール配信や SNS を活用した啓発・情報提供」について、具体的にどのようなやり方を考えているか。

(事務局)

詳細にこういう形でというのはまだ詰め切れていないが、若者が被害に遭っているようなケースとか、そういうタイムリーな情報を SNS で発信をしていけないか考えている。

(委員)

提案だが、学生自身が発信者として、例えば「くらしのサポーター」みたいなものになって、伝えていくというようなやり方もある。今は皆、学生はスマホ使っているいろいろなやり取りしているが、それを使うと非常に有効だと思う。有効な手段をより活用するた

めに、発信の方法というものを模索したほうがいいのではないか。

(事務局)

先ほど言った「くらしのサポーター」みたいな形で学生さんにそういうことをやっていただくというのもいいと思うし、また先ほど言ったように、大学のサークル活動みたいな形でそういうのをやっていただいて、それについて県のほうで支援をさせていただくなど、いろいろ考えられると思うので、またご相談をさせていただきたい。また、大学生がこういうものだったら見てくれるというようなご意見も頂戴したい。

(委員)

大学で講義の形で取り組んでもらうというのはなかなかむずかしいのではないか。学生がすぐ相談できる学生課等の職員にセンターを周知して、そこで対応できないものは消費生活センターを紹介できるような関係を構築するのが一番早いのではないか。

(事務局)

学生課に対して今までこういった消費者情報が提供は余りできていなかったのではないかと思う。今日のご意見も参考にさせていただいて、また大学のほうとも共有させていただきたい。

(委員)

各大学に学生支援を行っている学生課があり、消費者トラブルについてはそこで扱っている。入学時のガイダンスで話はするが、もっと連携を含めて周知をしていきたい。

大学生が自分で考えて判断することも大事だが、適切なところへ相談できる体制を整えることが大事だと思う。そういう意味では、学生生活を支援する部署や消費生活センターを更に周知する必要があると考える。

(委員)

アクションプランの手前の課題認識にとどまっているようなセクションが多々あるという印象。どのようにしてというところが書きにくいのは分かるが、気持ちは書かれているけれども計画にはなかなかできていないのではないか。

(事務局)

取組のところは、今日いただいたご意見も踏まえて、具体的に欠けるものはできるだけ書いていくような形で、もう一度見返してみたい。

(委員)

講座の開催の回数が数値目標になっているが、むしろどれぐらい広がったかという意味では受講者数などを数値目標に挙げてはどうか。

(事務局)

数値目標のところはどれだけ受講者数がしっかり拾っていけるのかというところもあるので、そこも再度検討させていただきたい。

(委員)

県の社会福祉協議会では時々こういうトラブルが背景にあつて、大変精神的にもつらい、経済的にも困窮しているというのはよく目にする。しかし、どう考えても消費生活センターに相談をしているとは思えないし、そもそもそんな発想がない。だから、いろいろ広報をしても届かない人には届かないというのが実感。

その意味では非常に、くらしのサポーターさんの登録者数の増加はもちろんのこと、くらしのサポーターさんが、そういう潜在化しているところにどうやって手を伸ばしていくかというところを、何か考えていただけたら。

(事務局)

現在、くらしのサポーターは58名程度おり、各地域において、いろんな情報発信をしていただいている。ただ今回、計画を策定するに当たって、国が考えている地域サポーターの役割まではまだ担えてないというところがあるので、まず、くらしのサポーターさんの数を増やすことと、サポーターさんの中からそういった地域でいろんな方をつなぐ役割を担っていただけるような方を少しでも養成していきたい。

(委員)

世論調査や大学生等への調査について、調査方法や対象、回収率、有効回答数など、調査結果を読んで評価するときに必要な前提の事実が余り記載されていないので、何人でしたって言われても、その何人というのはどういう意味を持っているのかが分かりにくい。そこをもう少し記載してはどうか。

(事務局)

世論調査の分については、いつの時期にこういう調査で回収率がどれぐらいというのも、計画の中に記載をさせていただく。

(事務局)

第5章での基本的な方向と内容における取組については、現段階で取り組める内容について各部局でまとめたものを、今、取りまとめているという状況になっている。ご指摘のように書きぶりで少し分かりにくかったり、抽象的なところなどもあるので、そういったところを見返して、できるだけ分かりやすくというところは努めてまいりたいが、現段階での、一応今でき得るところでの取りまとめはさせていただいているというところは、ご了解いただければと思う。

ただ、今回これで計画策定したらもうこれしかやらないということではない。3年たつとまた見直しをするので、引き続きこの計画を基にまたバージョンアップということは働きかけてまいりたいというふうに思っている。